

CCIとちぎ援助規程

(目的)

第1条 この規程は、栃木県魅力ある建設事業推進協議会（CCIとちぎ）規約第3条の規定により、公共機関等が行う各種事業の援助に関する基準を定める。

(援助の対象)

第2条 各種事業の援助対象は次のとおりとする。

① 災害対策支援事業

災害発生時に、建設業界による自主的な災害復旧活動の支援や、被災地への物資の支援等を行うものを対象とする。

② 建設ふれあい事業

工事現場等に地域住民を招待し、施工過程における工事状況の紹介等により公共工事等の必要性や重要性の理解促進に貢献するものを対象とする。

③ 土木の日事業

「土木の日（11月18日）」の当日又は前後の日に、建設事業の正しい理解と健全な育成を図るためのイベント等を実施するものを対象とする。

④ 現場見学会事業

技術者の技術力向上や意識の高揚を図るための現場見学会や、建設産業への理解と関心を深めてもらうため学生・生徒・児童等を対象に開催する現場見学会を対象とする。ただし、学校が独自で行う行事には援助をしない。

⑤ クリーンアップ事業

県内の道路、河川、公園等の清掃・美化作業を通じて地元社会に貢献し、建設業のイメージアップを図ることを目的とした次の事業を対象とする。ただし、愛ロードとちぎ、愛リバーとちぎ、愛パークとちぎとして行う事業には援助をしない。

(1) 道路、河川並びに周辺の清掃作業

(2) 公有地等で管理者が常駐しない空き地等の清掃作業

(3) 道路、河川、公有地等で特に美化を必要とする場合の美装化

(4) その他、公共施設等の清掃美化

⑥ 講師派遣事業

高校、大学等に建設事業の第一線で活躍する人材を講師として派遣することにより、今後を担う若い人材に対し建設事業の重要性、必要性及び最新技術等の理解促進を図るものを対象とする。実施については、『CCI講師派遣事業実施規程』によるものとする。

⑦ 魅力発信事業

公共機関等が行う建設業のPR及びイベント等で、建設業のイメージアップに貢献するものを対象とする。ただし、建設機械の展示及び搭乗体験のみ行う事業には援助をしない。

⑧ 担い手確保推進事業

若手技術者や女性技術者等の新規入職者を確保するため、働きやすい・働きがいのある建設業を目指し、建設業の担い手確保の取り組みに貢献するものを対象とする。

⑨ その他の事業

その他、CCIとちぎ規約第2条（目的）を達成するために必要な事業を対象とし、臨時の幹事会をもって決定する。

（申請手続）

第3条 援助を申請する場合は、原則として、事業を実施する前にCCIとちぎ事業申請書（様式-1）を会長に提出するものとする。講師派遣事業については、『CCI講師派遣事業実施規程』によるものとする。

（審査）

第4条 審査は、CCIとちぎ事務局が行い、承認した場合は、CCIとちぎ事業承認書（様式-2）により申請者に通知するものとする。

（援助金）

第5条 援助金は、次の範囲内において支給する。

① 災害対策支援事業

原則として、当該年度の災害対策支援事業予算内とする。

② 建設ふれあい事業

（1）申請1件に対して、事業経費の1/2を限度額とする。

（2）原則として、当該年度の建設ふれあい事業予算内とする。

③ 土木の日事業

原則として、土木の日事業予算内とする。

④ 現場見学会事業

（1）申請1件に対して、事業経費の1/2かつ100,000円を限度額とする。

（2）原則として、当該年度の現場見学会事業予算内とする。

⑤ クリーンアップ事業

（1）申請1件に対して、事業経費の1/2かつ100,000円を限度額とする。

（2）原則として、当該年度のクリーンアップ事業予算内とする。

⑥ 講師派遣事業

（1）1回の講師料は20,000円とする。

（2）資料については、必要と認められる範囲内において援助する。

(3) 講師が県職員の場合は講師料は払わず、資料については上記(2)による。

(4) 原則として、当該年度の講師派遣事業予算内とする。

⑦ 魅力発信事業

(1) 申請1件に対して、事業経費の2/3かつ100,000円を限度額とする。

(2) 原則として、当該年度の魅力発信事業予算内とする。

⑧ 担い手確保推進事業

(1) 申請1件に対して、事業経費の2/3かつ100,000円を限度額とする。

(2) 原則として、当該年度の担い手確保推進事業予算内とする。

⑨ その他の事業

CCIとちぎ予算内とし、臨時の幹事会において決定する。

(完了報告)

第6条 事業が完了した場合は、速やかにCCIとちぎ援助金申請書(様式-3)を会長に提出するものとする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

栃木県魅力ある建設事業推進協議会
会 長 様

職 場 名
代表者名

CCIとちぎ事業申請書

下記のとおりCCIとちぎ事業を実施したいので、資料を添えて申請します。

記

1. 事業名 災害対策支援・建設ふれあい・土木の日・現場見学会・
クリーンアップ・魅力発信・担い手確保推進・その他 (注)
2. 実施月日
3. 実施場所
4. 事業概要
5. 主催者名
6. 共催者名
7. 経費概要
8. 援助金請求額(予定)
9. 担当者名(連絡先)
10. 予定人数
11. その他

(注)

- ・事業名は該当事業を○で囲んでください。

年 月 日

申 請 者 様

栃木県魅力ある建設事業推進協議会
会長名

ＣＣＩとちぎ事業承認書

年 月 日付けで申請のあった下記の事業は、ＣＣＩとちぎ援助規程に基づき承認する。

なお、ＣＣＩとちぎ援助金申請書については、事業実施後速やかに提出願います。

記

1. 事業名
2. 実施月日
3. 実施場所
4. 主催者名
5. 共催者名
6. 講師名（講師派遣事業の場合）
7. 援助金額（予定）
8. その他
 - ・事業実施に合わせて、ＣＣＩとちぎのPRを行うこと（のぼり旗等）
 - ・SNSによる情報発信を行いたいことから、事業実施状況写真（jpeg）を
実施後速やかに提供すること
 - ・振込手数料は申請者の負担とする

栃木県魅力ある建設事業推進協議会

会 長 様

職 場 名

代表者名

CCIとちぎ援助金申請書

年 月 日付けで承認された下記事業について、事業が完了しましたので関係書類（印刷物、テキスト、写真、経費明細等）を添えて申請します。

記

1. 事業名 災害対策支援・建設ふれあい・土木の日・現場見学会・
クリーンアップ・魅力発信・担い手確保推進・その他 （注）
2. 実施月日
3. 実施場所
4. 事業概要
5. 主催者名
6. 共催者名
7. 参加者
8. 経費概要（注）
9. 援助金請求額
10. 受取方法 現金 ・ 振替（通帳のコピーを添付のこと）
11. 担当者名（連絡先）
12. その他

（注）

- ・ 事業名は該当事業を○で囲んでください。
- ・ 事業経費の明細が分かる資料（レシート等）を提出すること